

審査のプロであること

特許庁技術懇話会 常任委員 田合 弘幸

巻頭言



1940年代に最初の電子式汎用計算機が登場して以来、コンピュータはたゆみない進歩を遂げ、現在では我々の生活に欠かせないものとなっています。高度な数値シミュレーション、膨大なデータの蓄積など人の能力をはるかに越える機能の実現を見るにつけ、人の活動が全て機械にとって代われ、様々な分野で人が不用とされる時代も近いのではという幻想も抱いてしまうほどです。

しかしながら、現実にはそのような時代の到来はまだまだ遠いと言わざるを得ません。以前、ロボットの視覚に関する研究を行ったことがあります。その際、人（生体）の持つ能力の偉大さを再認識させられました。機械は決められた事をこなすのは得意ですが、決められていない事を行うことができず、結局のところ、その活動領域は人の想定範囲内に限られます。これに対して、人は想定範囲の外にかかわらず、あらゆる事柄に対して柔軟に対応することができます。この柔軟な対応という点で、機械は人に遠く及びません。

この人と機械の決定的な違いは、人の事物を抽象化・概念化する能力に大きく関係しています。例えば、ある物体を見る場合、人は見え方、表現の違いなどに柔軟に対応し、その物体が何であるのかを正しく認識することができます。この抽象化・概念化能力は、頭の中に表現に左右されない事物の本質的な姿を元型として持ち、あらゆる事物を抽象化した形に置き換える能力として定義できます。この能力があることにより、人は限られたハードウェア構成にもかかわらず様々な事物・事象について深く考察したり、課題・問題点を見いだしたりすることができます。人が発明といった創作的活動を行うことができるのもこの能力があるからです。

さて、審査についてはどうでしょうか。

審査では、本願理解、先行技術文献調査、対比判断といった各プロセスにおいて、抽象化・概念化能力を最大限に発揮しなければなりません。審査官は、本願の明細書と図

面に、上位概念的なものから実施例に至るまで様々なレベルの発明が記載されていることを理解した上で（本願理解）、頭の中で先行技術文献調査を行うためのターゲットをイメージし、選び出した重要なキーを組み合わせた検索式を使って調査対象文献群を絞り込み、文献に記された多くの情報を迅速に理解して本願発明に近い文献を選び出し（先行技術文献調査）、本願発明との比較・検討を行います（対比判断）。

これらのうち、先行技術文献調査については、表面的には、膨大な技術文献の中から類似の技術文献を抽出する単純な機械的作業に見えるため、自然言語に基づく概念検索などで代替可能ではといった意見もあるかもしれませんが、しかしながら、現在の概念検索は、どのような高度なものであっても、あくまでも字面だけの理解に留まるものであって、技術常識などを予備知識として補って読まなければならない特許文献等の技術文献を検索するのには向いていません。

本来、審査において、本願理解、先行技術文献調査、対比判断といった各プロセスは、それぞれが独立した一方向のプロセスではなく、互いに密接な関係を有したループ状のプロセスとなっています。とりわけ進歩性の判断には、先行技術文献をもとに様々な思考実験を行い、それらの文献を組み合わせることにより、本願発明と同様の仮想発明を当業者が想到し得たか否かの検討が必要となります。

発明が人にしかできないように、審査も人にしかできない高度な知的活動であり、これはいかに技術が高度化・複雑化しても変わらない事実だと思います。実施庁目標の達成に向けて大変な時期だからこそ、強力な排他的独占権の付与を担当する特許庁という国の機関において、審査を任せられたプロとして自らの職務に誇りを持ち、法的に安定した権利の発生に寄与すべく、質の高い審査に向けて日々の地道な取り組みがこれまで以上に大切ではないかと思う次第です。